はいいいえ

申請者記入欄

※児童医療費受給資格証を見て、太枠の枠内のみ記入してください。

00年00月00日

さくら市長 様

受給資格者住所______(申請者)

さくら市氏家2771番地

日*7* 氏名

電話

桜 太郎

児童医療費受給資格証 に記載されている「受給 者番号」を記入してくださ 児童医療費受給資格証に記載されている 「公費番号」を記入してください。 未就学児、小学生(ピンク色)「6009014

090-0000-0000

日中連絡がとれる電話

. L											番号の記	己入をお願い	いし	
\vdash	公費費受給者		000	00	00	00	,	加入保	:険者	氏名	桜	太郎	3	
受診者	フリ	ガナ	サクラ ハナコ			加	保険証記号番号		000 0000					
	氏	名	桜				入		番	号	000000			
					花子			保			00	0	健康保険	組合
							PX	険	Þ	私			国民健康	そ保険
	生年月日		〇〇年〇〇月〇〇日				者	71	421			共済	組合	
			004009006							全国健康保険協	会	支	と 部	
						銀行			支店		預金種別	普通	 当座 	
	振込	先	※出生や転入時に登録された指定口座に振込みます。											
口座名義(フリガナ)								口座番号			N			
			部負担金2万									有・	無	
	生年 振込	ミ月日 先 一音	OO#	·O(※ 口座 1千	〇月〇〇 《出生ヤ 至名義(フ! 一円以上	<u>銀行</u> >転入 り リガナ) 支払った	家族	の有無	れた! 口座	番号	全国健康保険協 預金種別 コ座に振込みる	3会 普通 ま す。	国民健康 共済 ・ 当座	妻 浮 艺

(注)高額療養費に該当したときは、当該支給決定通知書又はその写しを添付してください。

振込先を変更する場合は、変更届 が必要になります。

■申請にあたっての注意事項

- 1. 医療機関等の窓口で保険診療の自己負担分及び入院時食事療養費を支払った場合、この助成申請書に領収書を(**患者名、保険点数、入院・外来の別、負担割合の記載のあるもの**)を添付していただくか、点数証明を受けてさくら市こども政策課又は喜連川市民生活室に提出して下さい。
- 2. 医療機関等で点数証明を受ける場合は、診療を受けた翌月の10日以降に、申請者記入欄に記入してから前月診療分の点数証明をもらって申請してください。証明手数料は自己負担になります。
- 3. 1ヵ月の医療費が、以下に示す自己負担月額限度額を超えた場合、超えた分が現在加入されている保険組合から「高額療養費」が支給されますので、助成申請をする前に保険組合に高額療養費支給申請をしてください。手続き後、「高額療養費決定(支払)通知書」が届きましたら、助成申請書にその通知書と領収書を添付してさくら市こども政策課又は喜連川市民生活室に提出して下さい。

【高額療養費にかかる自己負担月額の限度額】平成27年1月診療分から

区分	所得要件	自己負担月額限度額	多数該当
ア	所得※が910万円を超える	252, 600円+(総医療費-842, 000円)×1%	140, 100円
1	所得が600万円以上901万円以下	167, 400円+(総医療費-558, 000円)×1%	93, 000円
ウ	所得が210万円以上600万円以下	80, 100円+(総医療費-267, 000円)1%	44, 400円
エ	所得が210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57, 600円	44, 400円
オ	住民税非課税世帯	35, 400円	24, 600円

※所得とは、国民健康保険税(料)の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

- 4. 助成金の請求は、診療日の属する月の翌月から12ヵ月以内に申請してください。お手数でも児童医療費受給資格証を確認して申請書にご記入ください。助成金の支払いは口座振込みになります。
 - (例) 〈令和5年4月診療分は、令和5年5月から令和6年4月までが申請期間です。〉

助成金の振り込み ※振込み日が金融機関の 休業日の場合は、その直 前の営業日になります。 申請日



16~月末

申請日



翌月の月末

- 5. 郵送での申請の場合、対筒に切手を貼り、受給資格者様の住所氏名を必ず記入して投函してください。
- 6. 申請書は1つの医療機関(医科・歯科・調剤薬局等)につき1枚必要になります。

<お問い合わせ先> さくら市こども政策課

喜連川市民生活室

028-681-1125 028-686-6611 <郵送先> 〒329-1392 さくら市氏家2771番地 さくら市役所 こども政策課 宛て